

医療法人ケアテル行動計画  
(次世代育成支援対策推進法)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくりことにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目的に次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～ 令和8年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：所定外労働削減の為、全事業所でノー残業デーを設定・実施する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 所定外労働の現状把握
- 令和6年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年 9月～ ノー残業デーの実施  
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：テレワークを導入し、週1日～2日程度のテレワークを促進する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 社内検討会を設置し、対象業務や対象者、ルールについて検討
- 令和6年 5月～ 試行実施し、課題を分析・対策実施
- 令和6年 8月～ 本格導入

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 有給休暇取得状況を取りまとめる
- 令和6年 6月～ 社内報などで有給休暇所得促進キャンペーンを行う

目標4：子育て中の従業員や入職希望者が、子ども等と一緒に安心して生活できる住居（社員寮）の整備を行う。また、全従業員に対し一定額の住居手当の支給を行う。

<対策>

- 令和6年 4月～ 社内検討会を設置し、希望者の確認とニーズを把握
- 令和6年 5月～ 住居候補地、候補物件を調査
- 令和6年 7月～ 住居手当の支給開始
- 令和7年 3月～ 社員寮運用開始

